

公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社理事会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社（以下「公社」という。）定款第33条の規定に基づく理事会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集者)

第2条 理事会は理事長が招集する。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号。以下「法人法」という。）及び定款に別段の定めがある場合はその定めるところにより、また理事長が欠けたときは各理事がこれを招集することができる。

2 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第3条 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項（議題）を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

2 前項の規定に係らず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第4条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、理事長が欠席したとき、理事長が欠けたとき又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第5条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(秘密会)

第7条 理事会は、重要議案の審議において特に秘密を要すると認めたときは、秘密会とすることができる。

(理事等の報告又は説明)

第8条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事長、専務理事及び監事又は議題又は当該議題にかかる議案の提案者に対し、その議題又は議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事長、専務理事及び監事又は議題・議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に説明をさせることができる。

2 法人法第93条第2項の規定により理事から招集の請求があった場合は、議長はその理事に議題の説明を求めなければならない。また必要があるときは理事長、専務理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

(議事進行動議)

第9条 理事は、理事会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第1項の動議が、理事会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不法又は権利の濫用にあたる時、その他動議に合理的な理由のないことが明らかとなるときは直ちに却下することができる。

(議長不信任動議)

第10条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

- 2 前項の動議が決議されたときは、事務局が仮議長となり、その理事会の議長を出席理事の中から選出する。
- 3 理事会の議長が、その理事会において出席理事の中から選出されたときは、議長不信任動議を提出することができない。

(採決)

第11条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。この場合議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。

- 2 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 3 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
- 4 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 5 議長は採決に先立って、議題、議案及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(議事録)

第12条 理事会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、別表に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

(議事録の配布)

第13条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

(決議事項)

第14条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- ア 会社の業務執行の決定
- イ 理事長及び専務理事の選定・解職
- ウ 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- エ 重要な財産の処分及び譲受

- オ 多額の借入
- カ 重要な使用人の選任・解任
- キ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- ク 内部管理体制の整備
- ケ 理事が行う競業等の取引の承認
- コ 事業計画書及び収支予算書の承認
- サ 事業報告及び計算書類等の承認
- シ その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

- ア 業務方法書及び公社の運営に関する諸規程等（「公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社役員等の報酬等に関する規程」を除く。）の制定、変更又は廃止
- イ 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- ウ 入会申込の承認
- エ 会計監査人の報酬等
- オ 基本財産の処分の決定
- カ その他定款に定める事項

(3) その他理事会が必要と認める事項

(理事の取引の承認)

第15条 理事が法人法第84条に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

2 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(報告事項)

第16条 理事長及び専務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。
- 2 この規程は、昭和42年5月24日から施行する。
- 3 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月2日法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表

議事録記載事項

I 通常の理事会

- 1 理事会が開催された日時及び場所
- 2 理事会が法人法施行規則第15条第3項第2号に規定する招集の場合は、その旨
- 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名
- 5 法人法第92条第2項、第100条及び第101条第1項の規定により、理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
- 6 定款第37条第2項第1号の規定により議事録署名人とされた理事長以外の理事で、理事会に出席したものの氏名
- 7 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称
- 8 議長の氏名